

伊勢市公報

第 350 号
令和 2 年 6 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	14
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	19
規 則	
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則	21
教育委員会規則	
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	23
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則	25
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程	27
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 市議会臨時会の招集について	30
○ 令和 2 年度補正予算の要領について	31
○ 令和 2 年度補正予算の要領について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 令和 2 年 5 月 22 日招集の伊勢市議会臨時会に付議する事件の追加について	42
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	43
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	45
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	46
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	48
病院事業告示	
○ 伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納の事務の委託について	49
公 告	
○ 都市公園の供用開始について	50
○ 市営住宅の入居者の募集について	51
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	55
○ 環境影響評価に係る方法書説明会の開催について	56

上下水道事業公告

- 伊勢都市計画下水道事業及び流域関連伊勢市公共下水道の縦覧について

伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例
(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項を削り、同条第10項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項を同条第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について準用する。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

（伊勢市都市計画税条例の一部改正）

第3条 伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法」を「第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」

を加える。

第4条 伊勢市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市奨学金支給条例の一部を改正する条例

伊勢市奨学金支給条例（平成17年伊勢市条例第182号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（奨学金の特例）

- 4 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和2年度における第1条、第3条及び第5条の規定の適用については、第1条及び第3条第1号中「又は高等専門学校」とあるのは「、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程」と、第5条第1号中「及び高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）」とあるのは「、高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く。）及び専修学校の専門課程」と、同条第2号中「及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）」とあるのは「、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条並びに見出し及び2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第6条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に

切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第7条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。

第8条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第6条から第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第24号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万5,675円」を「2万250円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万5,675円」を「2万250円」に、「3万7,970円」を「2万8,929円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万5,675円」を「2万250円」に、「5万2,434円」を「5万626円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

令和2年5月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

18 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第4条第3

項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年5月31日から施行する。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和2年5月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 26 号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 6 月及び同年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 令和 2 年 6 月及び同年 12 月に支給する期末手当の額は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 31 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項の規則で定める日を定める規則

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年伊勢市条例第 号）附則第 2 項の規則で定める日は、令和 2 年 9 月 30 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月18日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第8号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成29年伊勢市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号及び第5号中「自己と」を「前条に規定する者と」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 教育委員会は、同一年度内において奨学生を追加選考しようとする場合は、前項の規定にかかわらず、別に第1項の申請書を提出すべき期間を定めることができる。

附則に次の1項を加える。

（奨学金の申請手続の特例）

- 3 条例附則第4項の規定により条例第1条、第3条及び第5条の規定を読み替えて適用する場合におけるこの規則の規定の適用については、第7条第1項中「伊勢市奨学金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類」とあるのは「別に定める申請書に第4号及び第6号に掲げる書類、在学を証する書類並びに自己及び前条に規定する者同一の世帯に属する者全員の収入状況を証する書類」と、同条第2項中「前項各号に掲げる」とあるのは「前項に規定する」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月21日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「主幹」を「副参事、主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第5条の2第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程を次のように定める。

令和2年5月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第5号

伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会規程

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、水道料金等徴収業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市水道料金等徴収業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、上下水道部料金課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、桜が丘自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 植 田 秀 樹

伊勢市中村町桜が丘 100 番地 56

変更後 野 村 恵 子

伊勢市中村町桜が丘 30 番地 23

伊勢市告示第 89 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和 2 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 5 月 22 日（金） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）

伊勢市告示第 90 号

令和 2 年 4 月 27 日に専決処分をした令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和2年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、13,005,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67,896,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		7,246,326	12,755,476	20,001,802
	2 国庫補助金	1,529,824	12,755,476	14,285,300
21 繰入金		5,374,235	250,000	5,624,235
	1 基金繰入金	5,341,821	250,000	5,591,821
歳入合計		54,890,870	13,005,476	67,896,346

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,188,678	12,755,476	32,944,154
	1 社会福祉費	5,722,035	12,606,487	18,328,522
	3 児童福祉費	7,807,797	148,989	7,956,786
7 商工費		412,622	250,000	662,622
	1 商工費	412,622	250,000	662,622
歳出合計		54,890,870	13,005,476	67,896,346

伊勢市告示第 91 号

令和 2 年 5 月 14 日開議の市議会臨時会で議決を経た令和 2 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 2 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 3 4, 6 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、6 8, 8 3 1, 0 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		20,001,802	485,333	20,487,135
	1 国庫負担金	5,676,625	36,768	5,713,393
	2 国庫補助金	14,285,300	448,565	14,733,865
18 県支出金		3,468,677	18,384	3,487,061
	1 県負担金	2,319,943	18,384	2,338,327
21 繰入金		5,624,235	430,939	6,055,174
	1 基金繰入金	5,591,821	430,939	6,022,760
歳入合計		67,896,346	934,656	68,831,002

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,209,463	987	4,210,450
	1 総務管理費	3,254,906	987	3,255,893
3 民生費		32,944,154	205,143	33,149,297
	1 社会福祉費	18,328,522	47,300	18,375,822
	2 老人福祉費	4,369,518	73,535	4,443,053
	3 児童福祉費	7,956,786	84,308	8,041,094
5 労働費		59,311	52,413	111,724
	1 労働諸費	59,311	52,413	111,724
6 農林水産業費		916,728	3,900	920,628
	1 農業費	733,952	2,400	736,352
	3 水産業費	115,757	1,500	117,257
7 商工費		662,622	465,767	1,128,389
	1 商工費	662,622	465,767	1,128,389
8 観光費		762,139	14,054	776,193
	1 観光費	762,139	14,054	776,193
11 教育費		7,102,575	92,392	7,194,967
	1 教育総務費	1,848,834	90,892	1,939,726
	4 幼稚園費	199,070	1,500	200,570
15 予備費		50,000	100,000	150,000
	1 予備費	50,000	100,000	150,000
歳出合計		67,896,346	934,656	68,831,002

令和２年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、１，９５８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１２，８１０，３０６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		9,342,865	1,958	9,344,823
	1 県補助金	9,342,865	1,958	9,344,823
歳入合計		12,808,348	1,958	12,810,306

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		9,142,502	1,958	9,144,460
	6 傷病手当金	0	1,958	1,958
歳出合計		12,808,348	1,958	12,810,306

令和２年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額１４，４１９，５７１千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,752,308	△73,535	2,678,773
	1 介護保険料	2,752,308	△73,535	2,678,773
6 繰入金		2,587,273	73,535	2,660,808
	1 一般会計繰入金	2,212,570	73,535	2,286,105
歳入合計		14,419,571	0	14,419,571

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		14,419,571	0	14,419,571

伊勢市告示第 92 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	森 井 喜 代 治
	伊勢市西豊浜町 1837 番地
変更後	中 西 雅 富
	伊勢市西豊浜町 1429 番地

伊勢市告示第 93 号

令和 2 年 5 月 22 日招集の伊勢市議会臨時会に付議する事件を、次のとおり追加します。

令和 2 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 2 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 3 議会運営委員会委員の選任について
- 4 伊勢広域環境組合議会議員の選挙について

伊勢市告示第 94 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 2 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 山 直 樹

伊勢市上地町 1679 番地

変更後 長 澤 均

伊勢市上地町 2161 番地 1

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、明野第四自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

変更前

明野第 4 自治区

変更後

明野第四自治区

2 区域

変更前

本区の区域は、伊勢市小俣町明野のうち 161 番 5、264 番 3 から本番が 540 番及び 541 番 4 から本番が 561 番までとする。

変更後

本区の区域は、伊勢市小俣町明野のうち本番が 161 番から本番が 561 番までとする。但し、541 番 4 を除く。

伊勢市告示第 95 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、馬瀬町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 誠 一

伊勢市馬瀬町 1038 番地

変更後 林 卓 生

伊勢市馬瀬町 743 番地 1

伊勢市告示第 96 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 林 昌 利

伊勢市中村町 302 番地 134

変更後 山 根 章 宏

伊勢市中之町 20 番地 91

伊勢市教育委員会告示第4号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年5月29日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年6月4日（木）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第30号 令和2年度教育関係補正予算（第4号）について
 - 議案第31号 令和2年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
 - 議案第32号 図書館協議会委員の任命について
 - 議案第33号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和2年5月27日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

1 事務を委託した者

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

株式会社 ニチイ学館

代表取締役 森 信介

2 委託した事務

伊勢市病院事業の診療費等に係る収納の事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

伊勢市公告第 31 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 2 年 5 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
明野中部公園	伊勢市小俣町明野 1665 番 15	117

供用開始の期日 令和 2 年 5 月 18 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 32 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和 2 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

令和 2 年 6 月 3 日（水曜日）から 6 月 16 日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 2
倭 A 団地	倭町 40 番地	PC 造 4 階建	1 階	3 DK	1	×	14,200 円～ 27,900 円
倭 B 団地	倭町 40 番地	PC 造 4 階建	1 階	3 DK	1	×	14,400 円～ 28,300 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番 11 号	RC 造 3 階建	1 階	3 DK	2	×	20,500 円～ 40,300 円

高倉団地	二俣2丁目 5番28号	RC造 3階建	1階	3DK	1	×	21,000円～ 41,300円
二俣団地	二俣3丁目 10番12号	RC造 3階建	1階	2DK	1	○	18,000円～ 35,400円
二俣団地	二俣3丁目 10番12号	RC造 3階建	2階	2DK	1	○	18,000円～ 35,400円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	1階	3DK	1	×	22,300円～ 43,800円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 98番地2	RC造 4階建	1階	2DK	1	○	16,900円～ 33,200円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	2階	3DK	1	×	21,900円～ 43,000円
西豊浜団地	西豊浜町5439 番地	PC造 3階建	1階	3DK	1	×	11,400円～ 22,400円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	7,500円～ 14,700円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

(6) 下記の条件に該当すること。

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- ア 60歳以上の者
- イ 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- ウ 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- エ 知的障害者（障害の程度が、ウの程度に相当する者）
- オ 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者）
- カ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者）
- キ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に該当する者）
- ク 生活保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者）
- ケ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）
- コ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する

補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

サ DV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの）

5 申込方法

FE住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 令和2年7月11日（土）

※ 受付は、午後1時30分から午後2時まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後2時から午後4時30分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

7 入居時期

令和2年8月1日以降

8 問い合わせ先

FE住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部住宅政策課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 33 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊浜東まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 古 野 義 久

変更後 中 村 裕 紀

伊勢市公告第 34 号

三重県環境影響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定により、方法書説明会を開催しますので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

令和 2 年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 伊勢市
代表者の氏名 鈴木 健一
主たる事務所の所在地 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
- 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 伊勢広域環境組合
代表者の氏名 鈴木 健一
主たる事務所の所在地 伊勢市西豊浜町 653 番地
- 3 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業
種 類 廃棄物処理施設の設置事業
規 模 処理能力 211 t / 日
- 4 対象事業実施区域
伊勢市西豊浜町 597 番地 1 ほか
- 5 方法書関係地域の範囲
伊勢市、明和町及び玉城町

6 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

日時 令和2年6月5日（金） 午後7時から

場所 ハートプラザみその 多目的ホール

伊勢市上下水道事業公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年5月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課